

米国・カナダ産牛肉等の食品健康影響評価について

平成17年11月2日
内閣府食品安全委員会事務局

1 経緯

食品安全委員会では、平成17年5月24日、厚生労働省及び農林水産省から、食品安全基本法第24条第3項の規定に基づき、同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について意見を求められた。

これを受けて、プリオン専門調査会においては、10回にわたって調査審議を行い、10月31日に同専門調査会において評価結果案を取りまとめた。本評価結果案については、11月2日(水)開催された食品安全委員会第118回会合において11月29日(火)までの4週間にわたって、意見・情報を募集することとされたところ。

2 評価結果案の概要

(1) 結論

米国・カナダに関するデータの質・量ともに不明な点が多いこと、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、米国・カナダの BSE リスクの科学的同等性を評価することは困難と言わざるを得ない。他方、リスク管理機関から提示された輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。

(2) 結論への付帯事項

- ・ リスク管理機関が判断し施策を実行する場合は、その結果を国民に説明すること。輸入再開の場合は輸出国に対して輸出プログラムの遵守を確保させるための責任を負うこと。
- ・ リスク評価は輸出プログラムが遵守されることを前提に評価した。従って、輸出プログラムが遵守されるためのハード、ソフトの確立とその確認は最も重要。もし、輸出プログラムが遵守されない場合はこの評価結果は成立しない。
- ・ 評価の過程で問題となった以下の点を補足。

SRM 除去について、と畜場での監視の実態が不明であり、リスク管理機関による安全担保についてもその実効性に疑問が残る。せき髄除去の監視の強化を図る必要。

BSEの汚染状況を正確に把握し、適切な管理対応を行うため、十分なサーベイランスの継続が必要

BSEの増幅を止めるため、SRM(特定危険部位)の利用の禁止が必須。牛飼料への禁止のみならず、交差汚染の可能性のある他の動物の飼料への利用禁止も必要。

- ・ リスク管理機関は、日本向けに輸出される牛肉等について実施されるリスク低減措置が適切に実施されることが保証されるシステムの構築が必要。
- ・ 輸入再開に踏み切ったとしても、管理措置の遵守が十分でない場合(月齢証明ができない場合、SRM除去が不十分な場合等)など、人へのリスクを否定することができない重大な事態となれば、一旦輸入を停止することも必要。

3 今後の予定

- (1) 11月29日(火)までを期限とする4週間のパブリックコメント(意見・情報の募集)を実施。
- (2) 寄せられた意見・情報を取りまとめ、プリオン専門調査会から食品安全委員会に評価結果を報告。
- (3) 食品安全委員会で審議の後、厚生労働大臣及び農林水産大臣に答申。